



景観法に基づく届出について（行為の制限に関する事項）

景観に大きな影響を与える一定の規模以上の建築物等については、景観法に基づく届出が必要となります。届出の流れは以下の通りです。

建築物の建築等を計画

景観計画で、景観づくりの基本方針・目標を確認するとともに、建築等を計画している地域の景観構造を把握し、景観構造ごとの方針を確認しましょう。

規模は届出の対象となる規模を超えていますか？

はい

届出が必要です

いいえ

届出不要
の場合

事前相談

一定の規模以上の建築物や工作物の建築等を行う場合、届出が必要です。
届出書の様式は、市のホームページからダウンロードできます。
建築等の行為を行おうとする場合で、届出が必要かどうかわからない場合は、お気軽に市にご相談ください。

行為の届出（景観法第16条）

＜届出事項＞

- ・行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日
- ・良好な景観形成のために配慮した点 など



届出書の提出

届出書を市に提出します。

届出内容の確認・評価

改善の必要があると認める場合・・・

計画の修正

必要に応じて、協議を重ねます。

適合

具体的なルールに適合し、景観形成の目標、地域ごとのまちづくり・景観づくりの実現に向けた配慮が十分な場合、協議終了となり、『適合通知』が届きます。



改善の必要があると認める場合、市から助言・指導されます。
※改善されない場合は勧告されることがあります。

行為の着手

行為に着手します。

※確認申請等は別途必要となります。
※適合通知発行後は、原則として色彩の変更はできません。

三十日以内は工事の着手ができません。
適合通知到着後は着工できます。



【届出の対象となる行為】

行為の種類	届出の対象となる行為
建築物 新築、増築、改築、移転 上記に該当する建築物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	・地盤面からの高さが13mを超えるもの ・階数が4以上のもの ・延べ床面積が500㎡を超えるもの $h > 13m$ 4階以上 $a+a+a=A > 500m^2$ ・当該変更に係る部分の面積が見付面積の1/3を超えるもの $A > h \times w / 3$
工作物 新設、増築、改築、移転 上記に該当する工作物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	・地盤面からの高さが13mを超える煙突、高架水槽、街路灯等 ・地盤面からの高さが13mを超えるまたは築造面積が500㎡を超える製造施設、貯蔵施設、運動施設、遊戯施設等 ・高さ2mかつ長さ30mを超える垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの（生垣の部分を除く） $h > 13m$ $h > 13m$ $h > 2m$ $l > 30m$ ・当該変更に係る部分の面積が見付面積の1/3を超えるもの
屋外における物品の集積又は貯蔵	・地盤面からの集積又は貯蔵の高さが3mを超えるもの ・その用に供される土地の面積が1,000㎡を超えるもの
広告物	・地盤面からの高さが4m（建築物と一体の場合は、その高さの合計が13m）を超えるもの ・表示面積の合計が30㎡を超える（壁面広告の場合は、表示面積の合計が壁面の1/2以上かつ30㎡を超える）もの

＜工作物の例＞

届出の対象となる工作物は以下のとおりです。

- (1) 煙突、高架水槽その他これらに類するもの
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（(6)に掲げるものを除く。）
- (3) 垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの
- (4) 街路灯、照明灯その他これらに類するもの
- (5) 記念塔、彫刻、モニュメントその他これらに類するもの
- (6) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路または空中線系（その支持物を含む。）
- (7) 製造施設、貯蔵施設、運動施設、遊戯施設その他これらに類するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定するもの

届出の対象となる規模以下の建築物等についても、鯖江市景観計画に配慮し、良好な景観の形成のためにご協力をお願いします。





景観形成基準について

周辺の景観を損なうものの新築などを防ぐため、建築物などの外壁や屋根の色彩基準を新たに盛り込んだ「景観形成基準」を定めています。市は景観形成基準に基づき、助言・指導を行います。
(詳しくは鯖江市景観計画をご確認ください)

【景観形成基準の例】 (○：景観形成基準／→指導基準)

建築物全体

- 建築物全体として、違和感のないまとまりのある形態や意匠とすること。

工作物全体

- 工作物全体として、突出感や違和感を与えない形態や意匠とし、周囲との調和に配慮すること。

広告物全体

- 広告物全体として、周辺の景観との調和に配慮した形態・意匠とすること。

配置

- 主要な視点場から稜線を乱さないようすること。
樹林等の斜面緑地への見通しを確保すること。
- 道路等に接する敷地境界からは、建築物の壁面をできる限り後退し、ゆとりある空間の創出に配慮すること。

敷地の緑化

- 敷地内は、できる限り緑化に努めること。
- 敷地の周囲は、生垣や樹木の列植に努めること。

緑化の推進

- 工作物周辺等においてはできる限り緑化を施すこと。

屋根/屋上

- 屋上設備を設ける場合は、道路等の公共空間から目立つ位置に露出させないこと。やむを得ない場合は、遮蔽処置を行うこと。

外壁

- 威圧感・圧迫感等の低減を図るよう意匠を工夫すること。
- 窓等の開口部は、建築物と一体的なものとする。
- 空調設備や冷暖房施設等の建築設備は、道路等の公共空間から目立つ位置に露出させないこと。
- 屋外階段を設ける場合は、建築物と一体的な形態・意匠とすること。

材料（建築物・工作物・広告物共通）

- 屋根や外壁等に用いる材料は、汚れにくく、耐久性の高い材料を使用すること。

屋外における物品の集積または貯蔵の方法

- 道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り離れた位置から集積または貯蔵をはじめること。
- 積み上げに際しては、できる限り整然とした集積または貯蔵とすること。
- 敷地周囲の緑化を行うなど、周囲の道路等からの遮蔽に努めること。

色彩（建築物・工作物共通）

- 外壁等に用いる色彩は、落ち着いた色彩を基調色とし、周辺の景観との調和を図ること。
- 外壁に複数の色彩を用いる場合は、建築物等の規模やデザインとのバランスに配慮すること。
- 外壁の表面積の9/10以上は次の色彩基準に配慮すること。

色 相	彩 度
R, YR (赤・橙色系)	6以下
Y (黄色系)	4以下
その他 (黄緑・緑・青緑・青・紫青・紫・赤紫色系)	2以下

付属広告物

- 建築物と一体的な意匠とすること。
- 必要最小限の数・大きさにとどめ、本体建築物や周辺の景観との調和に配慮すること。
- 付属広告物に用いる色彩は、目立つ色彩や、コントラストの強い配色はできる限り避けて、周囲との調和に配慮すること。
- 電飾等に使用する色彩は、周辺に悪影響を与えないように配慮すること。

色彩（広告物）

- 基調色としての目立つ色彩や、コントラストの強い配色はできる限り避けて、周辺の景観との調和に配慮すること。
- 電飾等に使用する色彩は、周辺に悪影響を与えないように配慮すること。

発光装置、照明装置等（広告物）

- ・ 点滅する発光装置および照明装置ならびに回転灯は使用しない。
- ・ 映像による表示はできるだけ避けること。



【添付図書】

届出を行う際には、「景観形成行為届出書」のほか、次の書類を添付してください。
「景観形成行為届出書」は、鯖江市のホームページからダウンロードできます。

行為の種類		図面の種類
建築物	位置図	方位および行為地
	配置図	敷地の境界線および建築物の位置
	平面図	各階の間取りおよび用途
	立面図	二面以上の仕上げ方法および色彩（着色）
	完成予想図	建築物およびその周辺状況（着色）
工作物・ 屋外広告物	位置図	方位および行為地
	配置図	敷地の境界線および工作物または屋外広告物の位置
	平面図	主要部分の材料の種別
	立面図	二面以上の仕上げ方法および色彩（着色）
	完成予想図	工作物または屋外広告物およびその周辺状況（着色）
屋外における 物品の集積又は貯蔵	位置図	方位および行為地敷地の境界線、物品の集積または貯蔵の位置および遮へい措置 （遮へい物の種類、構造、位置および高さ（垣および柵については色彩、材木については樹種））
	配置図	



**一定の規模を超える屋外広告物を設置する場合は、
屋外広告物法及び福井県屋外広告物条例に基づく届出も必要となります。**

詳しくは窓口でお訊ねください。

- ◆ 屋外広告物とは・・・常時または一定の期間、継続して屋外で公衆に対して表示または設置（以下「表示等」といいます。）されるもので、ポスター、立て看板、広告塔、広告板の他、建築物に直接描かれているもの、或いは取付けられる看板等も屋外広告物になります。

◆ 届出の必要な規模

＜禁止地域＞ 良好な景観の形成・風致の維持の観点から、必要な地域

住居専用地域、史跡・名勝・天然記念物に指定された地域、
北陸自動車道の両側500mの範囲・国道8号の両側300mの範囲
（商業地域等および家屋連たん地域を除く） など

- ・ 1 敷地につき **総表示面積が5㎡を超えるもの**
- ・ 壁面からの **突出幅は路端から1mを超えるもの**

＜許可地域＞ 禁止地域を除く福井県内全域

- ・ 1 敷地につき **総表示面積が10㎡を超えるもの**
- ・ 壁面からの **突出幅は路端から1mを超えるもの**



伝統産業を活かすとともに、地域の景観に調和した屋外広告物の例（河和田地区）

